

「送達場所等届出書」の提出について

- 1 この事件に関し、あなたが裁判所から送達される書類を受け取る場所（送達場所）を、同封の「送達場所等届出書」に記載し、当裁判所に提出してください。
- 2 「送達場所等届出書」には、送達場所のほか、あなたとその送達場所との関係（自宅、勤務先など）を記載し、署名押印の上、提出してください。送達場所がアパートなどの場合は、アパート名、部屋番号まで、勤務先の場合は、社名、店名まで正確に記載してください。

なお、送達場所は日本国内に限ります。

- 3 送達場所が、あなたが普段いない場所（実家など）である場合は、実際に書類を受け取る人（送達受取人）の氏名も記載してください。

あなたから「送達場所等届出書」の提出があった場合、本件に関して送達される書類は、原則として「送達場所等届出書」記載の送達場所又は送達受取人にあてて送達されます。

- 4 ご不明の点は、当裁判所の担当書記官までお問い合わせください。

注意◇ 送達受取人に対して送達が行われると、たとえあなたにその書類が渡らなかったとしても、あなたに対して送達があったものとみなされて手続が進行しますので、事前に必ず送達受取人の承諾を得るなど、注意してください。

また、届け出た送達場所又は送達受取人に関し変更が生じた場合は、必ずその旨を書面で届け出てください。

以上の届出等を怠ると、現実にはあなたが裁判所からの書類を受け取っていないとしても、あなたが書類を受け取ったものとみなされて手続が進行し、あなたの知らないうちに事件が終了してしまうこともあります。

〒 010-8504 秋田県秋田市山王七丁目 1 番 1 号

秋田地方裁判所民事第 2 部

電話 018-824-3121

送 達 場 所 等 届 出 書

秋 田 地 方 裁 判 所

御 中

平 成 年 月 日

(氏名)

印

(電話番号)

上記事件について、私あてに書類を送達する際は、下記の送達場所にあてて送達してください。

記

1 送達場所（書類の受取場所）

〒

2 送達場所とわたしの関係（該当箇所の□にレを付してください。）

自 宅

勤務先

その他（具体的に記載してください。例 実家 _____）

3 送達受取人（送達場所が実家など普段あなたがいない場所の場合に記載してください。）

送達受取人氏名
